

社 労 連 第 2 0 8 号
平成 2 4 年 5 月 9 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田 修
(公 印 省 略)

**障害基礎年金、障害厚生年金及び特別障害給付金等の障害認定にかかる再診断
の事務の取扱いについて**

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件に関しまして、厚生労働省年金局事業管理課長より別紙のと
おり情報提供がございました。

つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではござい
ますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ホームページ「会員専用ページ」に掲載しておりますこ
とを申し添えます。

(担当：業務部企画課)

別紙

事 務 連 絡

平成 24 年 4 月 27 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

障害基礎年金、障害厚生年金及び特別障害給付金等の
障害認定にかかる再診断の事務の取扱いについて

障害年金の障害認定にかかる再診断の事務の取扱いについては、昭和 50 年 7 月 1 日庁保発第 14 号通知をもって取り扱ってきたところであるが、今般、この通知を廃止し、日本年金機構において定めた「障害基礎年金、障害厚生年金及び特別障害給付金等の障害認定にかかる再診断の事務の取扱要領」により平成 24 年 6 月 1 日から再診断の事務を実施することとしたのでお知らせいたします。

平成24年4月27日
日本年金機構年金給付部

障害基礎年金、障害厚生年金及び特別障害給付金等の
障害認定にかかる再診断の事務の取扱要領

再診断(以下「再診」という。)の事務とは、国民年金法第107条第2項、厚生年金保険法第97条第1項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条第2項における受給権者・加給年金額対象者・加算額対象者・特定障害者に対し、指定する医師の診断をうけるべきことを命令するものです。

また、再診の事務は、国民年金法第109条の4第1項第29号、厚生年金保険法第104条の4第1項第34号、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第32条の2第1項第7号により厚生労働大臣から権限の委任を受け日本年金機構が行います。

今後、再診の事務はこの取扱要領に従います。これに伴いこれまで再診の事務を定めていた昭和50年7月1日庁保険発第14号社会保険庁年金保険部国民年金課長通知「障害年金及び障害福祉年金の障害認定にかかる再診断の事務の取扱いについて」は厚生労働省年金局事業管理課長通知により廃止されます。

1 再診の対象

再診は、概ね以下の状況であるものが対象となります。

- (1) 提出された障害年金診断書(以下「診断書」という。)に所要事項がすべて記載されているが、記載事項のみでは障害の程度及び障害の状態を的確に認定することが困難であるもの
- (2) 医師に不実の申立てをして診断書に不実の記載をなさしめたもの
- (3) その他実地調査の結果、再診が必要と認められるもの

なお、本人への書類の不備等による返戻再提出または添付書類の追加、あるいは診断書作成医への診断書等の不備事項の追記、診断書記載内容変更理由の確認等で解決できるものは対象外です。

2 再診医療機関の選定、契約、情報管理

再診を実施するには、ブロック本部が予め契約締結した再診を委託する医療機関（以下「再診医療機関」という。）が必要となります。再診医療機関の選定、契約、情報管理は以下の通り行います。

（1）選定

- ① 再診医療機関の選定はブロック本部相談給付・支援（業務支援）部が主体となって管内の病院の選定を行います。選定は、必要に応じて本部、事務センター、年金事務所とも連携して進めます。
- ② 再診医療機関は、総合病院である官公立病院（療養所）またはこれに準ずる医療機関で再診に必要な検査をする諸設備が完備されていることが必要です。

（2）契約

- ① 再診医療機関との契約はブロック本部管理部が主体となって行います。ただし、実際の契約締結作業を再診医療機関の住所地を管轄する年金事務所が行うことも可能とします。
- ② 契約には「業務委託契約書（別紙1）」および「年金受給権者にかかる再診断事務の概要（別紙2）」を使用します。
- ③ 再診医療機関との契約は年度毎に行うこととします。郵送にて新年度の契約更新をするときには「再診断の業務委託契約の再締結について（別紙3）」を使用します。
- ④ 契約時、契約更新時に再診医療機関から「振込口座登録票（別紙4）」の提出を受けます。

（3）情報管理

ブロック本部相談給付・支援（業務支援）部は、再診医療機関との契約状況について「再診医療機関管理簿（別紙5）」を使用して管理します。

3 再診にかかる事務

再診は、障害状態に疑義が生じた者に対し実地調査を行った後に、再診を命令することを基本とします。再診にかかる事務は以下の通り行います。

※ 以下の①～⑨に示す事務にかかる事跡管理、他の拠点への依頼方法、決裁、地方厚生（支）局への認可取得、報告方法及び様式は、この取扱要領に示すもの

外は、【給付指2010-150】「受給権者・被保険者の年金受給資格に関する調査の実施要領」(諸規程によらない定め)(以下「実施要領」という。)に従います。

(1) 年金事務所等における事務

① 実地調査

再診が必要と考えられる事案が確認された場合、実施要領に従い対象者の実地調査を行います。

② 事案についての再検討

実地調査の対象者の年金等の種類により、事務センター(障害基礎年金等)または本部障害年金業務部(障害厚生年金等)は、実地調査の結果から、再診の可否を判断してください。再診の可否の判断にあたっては、障害認定医の意見も考慮します。

また、再診が必要と判断した場合は、再診時に診断書に明らかにすべき項目や受診すべき検査等について、障害認定医の意見を求めます。

③ 再診の命令を行う年金事務所の決定

再診の命令は年金事務所で行いますので、事務センターまたは本部障害年金業務部は、実施要領に従い再診を依頼し、その際、ブロック本部相談給付・支援(業務支援)部において再診の命令を行う年金事務所を決定しますので依頼前にブロック本部と調整をします。

④ 地方厚生(支)局への認可申請

ア 年金事務所からブロック本部への書類提出

再診の命令を行う年金事務所は、地方厚生(支)局から再診の認可を得るため、ブロック本部相談給付・支援(業務支援)部に対し実施要領に従い関係書類を送付します。なお、その際、実地調査の経過がわかる書類も添付します。

イ 再診の実施に関する審査

ブロック本部相談給付・支援(業務支援)部は、年金事務所から提出された関係書類について、実地調査の状況から対象者やその他関係者への調査が十分に行われているか、再診が必要と判断する理由が妥当であるか等の観点から再診の命令を行うべきものであるかどうかを審査します。審査の結果、再診の命令が妥当と判断した場合は、ブロック本部相談給付・支援(業務支援)部が実施要領に従い地方厚生(支)局に対し認可申請を行います。

⑤ 地方厚生(支)局からの認可通知

地方厚生(支)局が再診の命令を認可した場合は、ブロック本部に対し認可通知書が届きます。ブロック本部相談給付・支援(業務支援)部は、年金事務所に

対し認可通知書を送付する等実施要領に従い事務を行います。

⑥ 再診医療機関の確認

再診の命令を行う年金事務所は認可通知書が届きましたら、ブロック本部相談給付・支援(業務支援)部に対し再診に適する再診医療機関の確認(所在地など)と再診医療機関に対し上記②から必要とされた受診内容について該当する診療科の有無の確認を行います。また、ブロック本部管理部から再診医療機関の振込口座登録票の写の提供を受けます。(再診医療機関に対し再診に要した費用(以下「再診料」という。)を支払う振込先口座に変更がないかを以下⑦の際に確認するため。)

⑦ 再診医療機関と要再診者との調整

ア 基本的な対応

再診の命令を行う年金事務所は再診医療機関と再診を要する者(以下「要再診者」という。)に対し再診内容、再診日時の調整を行います。

再診医療機関に対しては、「年金給付にかかる再診断依頼(別紙6)」と返信用封筒を送付します。また、再診料の支払先である再診医療機関の振込先口座に変更がないかを再診医療機関へ確認します。また、要再診者に対しては、「障害状態の再診断について(通知書)(別紙7)」と上記②から必要とされた診断書、「交通費請求書兼交通経路申出書(別紙8)」、「領収書貼付台紙(別紙9)」を送付します。なお、交通費について不明な点があれば、本部年金給付部給付企画グループへ照会します。

再診医療機関または要再診者から日程変更の申し出がありましたら、変更が必要な理由と次回再診が可能な日時を聞き取り、再度調整を行います。

イ 再診拒否者に関する対応

要再診者が年金事務所からの上記アの調整に応じない場合、または、再診当日に正当な理由がなく再診医療機関へ受診を行わなかった場合、年金事務所は再診を拒否する意思表示がされたものとみなし、【給付指2012-62】「年金給付費を不正に受給した者に関する対応」(諸規程によらない定め)に従い支給停止処分予告状を作成し通知のうえ、要再診者から応答なき場合は支給停止処分の対応の事務を行います。なお、要再診者が年金請求者の場合は却下処分を行います。却下処分は、手作業による国の決裁を必要としますので、詳細は国民年金厚生年金保険年金給付業務処理マニュアルを参照します。

⑧ 再診の結果及び復命

再診の命令を行った年金事務所へ再診医療機関からの診断書等の再診の結果(以下「再診診断書等」という。)ならびに再診料請求書、診療報酬明細書、要再診者からの「交通費請求書兼交通経路申出書(別紙8)」、「交通費のわかる時刻表等の写」、「領収書貼付台紙(別紙9)」が届きましたら、実施要領に従い再診の復命の決裁を受けます。

⑨ 再診の報告

決裁を受けた年金事務所は、実施要領に従い再診を依頼した事務センターもしくは本部障害年金業務部に対し再診診断書等を送ります。

また、ブロック本部相談給付・支援(業務支援)部に対し実施要領に従い再診の結果の報告を行います。

ただし、再診にかかる再診料の精算及び交通費の精算は上記とは別にすみやかに事務を行う必要がある事に留意し、「再診料請求書等の送付について(別紙10)」に以下の書類を添えて再診医療機関と契約を行ったブロック本部管理部へ送付し支払を依頼します。

ア「再診料請求書」

イ「診療報酬明細書」

ウ「交通費請求書兼交通経路申出書(別紙8)」

エ「交通費のわかる時刻表等の写」

オ「領収書貼付台紙(別紙9)」

カ「(再診分)実地調査実施伺[実施要領様式第4号]の写」

キ「障害状態の再診断について(通知書)(別紙7)」

(2)再診医療機関における事務

① 再診医療機関が作成した再診診断書等ならびに再診料請求書、診療報酬明細書は、再診の命令を行った年金事務所あてに送付されます。

② 再診料の請求にあたっては、再診料請求書に「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(平成20年厚生労働省告示第126号)」の様式第二あるいは第三に準ずる診療報酬明細書を添えて請求されます。(再診料請求書・診療報酬明細書は各医療機関の任意の様式によります。)

4 再診医療機関における再診料の算定

- (1) 再診料は、「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」の別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表により算定されます。
- (2) 診断書を作成した場合の診断書料は、各医療機関の諸規定等により定められた金額により算定されます。
- (3) 前記(1)から(2)に消費税が課せられるときは、当該消費税相当額を加えた額が算定されます。

5 要再診者の交通費の算定

再診に伴い発生した交通費は、日本年金機構旅費規程に準じ、居住地もしくは勤務地のいずれかから再診医療機関までの経済的かつ合理的な運賃を算定します。

なお、交通費について不明な点があれば、本部年金給付部給付企画グループへ照会します。

6 再診料および交通費の支払

- (1) 支払はブロック本部管理部が行います。なお、支払分の予算は本部年金給付部が準備します。
- (2) ブロック本部管理部は年金事務所から上記「3 再診にかかる事務」(1)⑨に示すア～キの書類が届きましたら、本部年金給付部給付企画グループへ「再診断にかかる予算配賦依頼(別紙11)」を送付します。
- (3) 本部からの予算配賦を受けてブロック本部管理部は財務会計システムですみやかに支払入力処理します。

① 再診料に関する間接業務システムの科目等

参照先：間接業務システム業務処理要領（調達・業者支払編）

契約種別 07：役務

契約方式 99：その他

件名 再診断事務による再診医療機関との業務委託契約に対する再診料

納入予定日 再診断日
検収予定日 再診断日
支払予定日 検収日を含む月の翌月末日
事業 20604（国民年金または厚生年金保険の場合）
20120（特別障害給付金の場合）
拠点 各ブロック本部
品目 00000007 役務
財源 002 事業運営費交付金
目的 その他
予算科目 2204001000 運営経費
勘定科目 2101001901 業務・支払手数料

② 再診の交通費に関する間接業務システムの科目等

参照先：間接業務システム業務処理要領－経費申請編－2. 2

経費申請（謝金）

件名 再診断事務による交通費
事業 20604（国民年金または厚生年金保険の場合）
20120（特別障害給付金の場合）
目的 諸謝金旅費
予算科目 2203040100 一般委員等旅費
勘定科目 一般・委員等旅費
拠点 各ブロック本部
税区分 課税支出
源泉区分 空欄
源泉徴収率 0%

（4）支払入力処理後は、ブロック本部管理部から本部会計室出納グループ宛てに、次に示す書類を提出します。

① 再診料の精算に関するもの

（ア）「支払伺書」

（イ）「再診料請求書・診療報酬明細書」

② 再診の交通費の精算に関するもの

- (ア)「交通費請求書兼交通経路申出書(別紙8)」
- (イ)「交通費のわかる時刻表等の写」
- (ウ)「領収書貼付台紙(別紙9)」
- (エ)「経費申請書」
- (オ)「(再診 分)実地調査実施伺[実施要領様式第4号]の写」
- (カ)「障害状態の再診断について(通知書)(別紙7)の写」

7 ブロック本部事務分掌の調整

上記の「2 再診医療機関の選定、契約、情報管理」、「3 再診にかかる事務」、「6 再診料および交通費の支払」に関するブロック本部の事務は、各ブロック本部の実情を踏まえて各ブロック本部で事務分掌を設定して構わないものとします。

8 再診事例の収集

当面の間、ブロック本部相談給付・支援(業務支援)部にて、管内で再診を実施した事例をPDFにして事例の積み上げを行うこととします。

9 実施年月日

この要領は、平成24年6月1日から施行します。

再診断の事務の取扱要領Q & A

年金給付部給付企画グループ作成

取扱要領の項目	番号	意見 (Q)	回答 (A)
1 再診の対象 (1)	Q1	診断書の記載内容に整合性がなく、診断書作成医師に医師照会を行いましたけれども解消されません。このままでは正確な障害認定ができませんが再診の対象としてもよいのか?	再診だけが解決の方法ではないので、実地調査や関係者への照会を徹底し、原因をよく確認の上で対応してください。
1 再診の対象 (2)	Q2	医師に不実の申立てをして診断書に不実の記載をなされたものとはどんなものが想定されるのか?	警察から通報されてくる場合や、すでに告発されて明らかな場合が不実の申立てであるケースとして想定されます。
1 再診の対象 (3)	Q3	却下された請求者が、同一の傷病について内容が変わった診断書を添付して再度請求をしてきた場合はすべて実地調査や再診をしなければいけないのか?	まずは、内容が変更となった理由を本人や診断書作成医へ確認する必要があります。そのうえで、必要であれば実地調査、再診へと進むように考えていきます。
1 再診の対象	Q4	年金請求時に添付されていた診断書に詐病の疑いがあること記載されていましたが年金請求者は再診の対象となるのか?	厚生年金保険法第97条第1項、国民年金法第107条第2項・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条第2項にある受給権者には年金請求者も含まれます。
2 再診医療機関の選定、契約、情報管理	Q5	機構本部から医師会等へ広報しているのか?	そもそも、再診は稀なケースであることから再診医療機関との契約は、再診に至る事案が発生した段階で行えばよいものと考えております。(もちろん事前に契約を結んでも構いません。)
2 再診医療機関の選定、契約、情報管理	Q6	再診医療機関は何箇所と契約すべきか? 複数の医療機関と早期に契約を結ぶのは難しいので徐々に契約数を増やしていったもよいのか?	したがって、機構本部から医師会等への広報は行いません。地域により医療機関の所在地、医療設備に差があるので、契約する数や時期の制限は行いません。再診にあたっては、要再診者の住所に関係なく、交通の利便性を考慮し要再診者の負担が少ない再診医療機関と契約を行ってください。
2 再診医療機関の選定、契約、情報管理	Q7	離島だと再診に適す医療機関がないので本島でもよいのか?	しかし、再診は稀なケースであることから再診医療機関との契約は、再診に至る事案が発生した段階で行えばよいものと考えております。(もちろん事前に契約を結んでも構いません。)
2 再診医療機関の選定、契約、情報管理	Q8	これまでの医療機関との契約例はどのようなものか?	離島に限定する理由はありませんので本島でも構いません。離島や本島など要再診者の住所に関係なく、交通の利便性を考慮し要再診者の負担が少ない再診医療機関と契約のうえで再診を行うようにしてください。
2 再診医療機関の選定、契約、情報管理	Q9	契約は、診療担当科ごとに結ぶのか?	社会保険庁当時(平成21年)の各都道府県事務局からの報告によると、10以上の医療機関と契約していた都道府県もありました。なお、当時の契約例は、国立病院機構、都立病院(医療センター)、厚生年金病院、労災病院、社会保険病院、国家公務員共済組合連合会病院、日本赤十字病院、船保病院などでした。機構となり、どの拠点も改めて契約していくこととなりますが、以上を参考とさせていただきます。
2 再診医療機関の選定、契約、情報管理	Q10	契約書に医療機関への再診断依頼(別紙1)、口座振替依頼書、機構宛請求書の様式を示してもらえないのか?	「再診医療機関」と契約するので、「診療担当科」単位で契約するものではありません。
2 再診医療機関の選定、契約、情報管理	Q11	再診医療機関に対しては、再診の依頼件数がなくても契約金を別に支払うのか?	契約書に盛り込むことはしませんが、再診事務に使用する別紙を参考に持って契約時に説明してください。
2 再診医療機関の選定、契約、情報管理	Q12	再診医療機関との契約更新は、自動延長となるよう契約書を変更してもよいのか?	契約書は再診による受診料のみ支払う契約内容です。再診が発生しなければ再診医療機関へ何も支払う必要はありません。
3 再診に係る事務 (1) ①実地調査	Q13	実地調査は、どのように行うのか? 事務担当者が行って調査できるものなのか?	再診が稀なケースである以上、自動更新とした場合、再診医療機関が契約を行っていることを失念する可能性も考えられます。したがって、定期的に契約の存在を確認するために、一度契約を結んだ再診医療機関とは、年度毎に再契約を結んでください。
3 再診に係る事務 (1) ①実地調査	Q14	実地調査と再診を同時に厚生局へ事前認可をもとめることは可能であるのか?	実地調査は【給付指2010-150】の実施要領に調査書等が示されております。
3 再診に係る事務 (1) ②事業についての再検討	Q15	再診が必要かの判断はどのように行うのか?	可能ですが、その際、実地調査の認可、再診の実施の認可は別々に得る必要があります。
3 再診に係る事務 (1) ②事業についての再検討	Q16	精神疾患の人でも1回の再診の内容で診断書が作成されてしまうのか? 1回では困難ではないのか?	再診の事例の積み上げがないので具体的に示すことができませんが、実地調査の結果を踏まえ、事務センターや障害年金業務部の認定医の意見も踏まえ判断していく必要があります。
3 再診に係る事務 (1) ②事業についての再検討	Q17	再診の診断書は、医師に全ての欄を記載してもらわなければならないのか?	再診は1回のみを受診と考えております。個々の障害によりどのような対応をとるべきかは今後の事例の積み上げが必要です。
3 再診に係る事務 (1) ②事業についての再検討	Q18	年金請求に添付された診断書が実地調査により医師ではないものにより偽造されたものと判明しましたが偽造と判明したからには、再診を行う必要があるのか?	診断書の不要な欄には、事前に斜線を入れて構いません。「②傷病の発生年月日」、「③④のため初めて医師の診療を受けた日」、「④傷病の原因又は誘因」、「⑤既存障害」、「⑥既往症」、「⑦傷病が治ったかどうか」、「⑧診断書作成医療機関における初診時所見」、「⑨現在までの治療の内容、期間、経過、その他の参考となる事項、診療回数、手術歴」などは再診医療機関にて特に記載は不要と考えます。
3 再診に係る事務 (1) ②事業についての再検討	Q19	受給者で詐病との疑いがありましたが、実地調査では詐病との判断がつかみませんでした。再診を行ってもよいのか?	偽造された診断書であるのが確かであれば却下処分を行い、別途刑事告発を検討します。
3 再診に係る事務 (1) ②事業についての再検討	Q20	障害認定医が請求者を呼び出し、もしくは請求者宅へ出向くこととして実地調査・再診とできないのか?	十分に実地調査を行ったうえで、再診が必要と判断した場合は、再診を行いその結果をもって障害状態を判断してください。
3 再診に係る事務 (1) ②事業についての再検討	Q21	再診の要否について障害認定医に意見を伺えるのか? 別途契約・経費が必要ではないのか?	現行の障害認定医との契約に含まれない内容であることからできません。
3 再診に係る事務 (1) ②事業についての再検討	Q22	年金請求等に関連して発生するものであり、平時の障害認定の審査の一環と考えます。	

3 再診に係る事務 (1) ⑦再診医療機関 と要再診者との調整	Q22	要再診者が受診当日に受診しなかったら どうするのか？	再度、再診医療機関、要再診者と調整して再診を実施します。その 際、再診医療機関、要再診者のそれぞれに「年金給付にかかる再診 依頼（別紙1）」、「障害状態の再診断について（通知書）」を通知 してください。 なお、要再診者が再診に応じない場合は適切な障害状態の把握がで きず障害認定ができませんので、却下や支給停止等の対応が必要と なります。
3 再診に係る事務 (1) ⑦再診医療機関 と要再診者との調整	Q23	要再診者に対しては、公共交通機関（列 車・バス）を利用して再診医療機関へ行 くよう案内しますが、障害の状況によ り、自家用車やタクシーを使うこともあ るがよいのか？また、離島の場合で船舶 や航空機を使用する場合もあるが認めら れないのか？	再診医療機関の選定方法に示す官公立の総合病院等の付近には、路 線バスの停留所があることが多いです。したがって、公共交通機関 （列車・バス）の利用で足りるものと考えていますので、必ず公共 交通機関を利用するよう案内してください。 なお、公共交通機関の利用が困難（タクシー等の利用）の場合は事 前に本部年金給付部へご相談ください。 トラブルを避けるため、交通手段、交通費精算に必要な書類の案内 は慎重に行ってください。
3 再診に係る事務 (1) ⑦再診医療機関 と要再診者との調整	Q24	要再診者が再診医療機関に受診する際に 発生する交通費には、要再診者の付添人 に対する交通費も認められるのか？	認められません。 再診は、要再診者に対するものですので要再診者のみの交通費のみ 精算の対象となります。
3 再診に係る事務 (1) ⑦再診医療機関 と要再診者との調整	Q25	再診当日、再診医療機関への機構職員の 同行は必要であるのか？	同行は不要です。しかし、再診医療機関から立会いを求められた場 合は、年金事務所職員が立会うなどし適宜対応してください。
3 再診に係る事務 (1) ⑦再診医療機関 と要再診者との調整	Q26	再診医療機関で作成された診断書は本人 を経由して機構に提出してもらうべきで はないか？	再診の命令を行うにあたっては、診断書を機構に提出させる（国民 年金法第107条1項等による）べく実地調査の認可も有効な期間 に受ける必要があります。そのうえで、要再診者との調整時に再診 医療機関から機構あてに診断書を送付する旨を事前に説明しま す。調整後に要再診者に通知する「障害状態の再診断について（通 知書）」（別紙2）」にもその旨記載があります。
3 再診に係る事務 (1) ⑦再診医療機関 と要再診者との調整	Q27	2つのブロック本部の境界付近に住んで いる方の場合、他のブロック本部管内に ある近い再診医療機関での受診としても よいのか？	基本的には、住所を管轄するブロック本部内の再診医療機関を利用 しますが、他のブロック本部管内の再診医療機関を利用する場 合は、ブロック本部間で調整して再診を行ってください。
3 再診に係る事務 (1) ⑦再診医療機関 と要再診者との調整	Q28	再診時に保険証は必要か？	再診料は機構が全額負担しますが、要再診者が保険証を持っている 方であれば、再診当日に保険証を持参するようご案内ください。
3 再診に係る事務 (1) ⑦再診医療機関 と要再診者との調整	Q29	再診は予約して受診するのか？	受診時間を予約するのか、新患受付から順番に受診するのかは、再 診医療機関と調整してください。要再診者の障害状態も考慮して調 整が必要があると考えます。
3 再診に係る事務 (1) ⑦再診医療機関 と要再診者との調整	Q30	再診診断書等の郵送料は医療機関負担な のか？	再診医療機関に事前に返信用封筒を渡すようにして、診断書等の郵 送料を発生させないようにしてください。
4 再診医療機関にお ける再診料の算定 (1)	Q31	診療報酬点数は1点10円ということ か？	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）第2項に 示されているとおり1点10円です。
その他	Q32	再診の場合のみ、再診料、交通費ともに 本人負担とならないのはどのような理由 からなのか？	年金請求にあたっては、受給権者に対し決められた書類を添付する よう求めています。必要な書類を添付して請求しているにも関わら ず、適正な障害認定を行うために法律にのっとり再診を指示するか らには、再診料や交通費が準備できないからという理由で再診が拒 否される可能性を排除する必要があるからです。
その他	Q33	地方厚生局への周知は行うのか？	年金局を通じて通知されます。
その他	Q34	受給者または、請求者に再診断を依頼す る可能性があることを広報すべきではな いのか？	事例の積み上げ状況も考慮しながら判断しますので、当面は、年金 請求時や、実地調査時等の本人との接触時に説明してください。
その他	Q35	実地調査の事務取扱要領と再診の事務取 扱要領を一本化すべきではないのか？	事例の積み上げ状況も考慮しながら判断します。
その他	Q36	ブロック本部に専門チームを作って統一 的に指導すべきではないのか？	事例の積み上げ状況も考慮しながら判断します。
その他	Q37	年金事務所により取組みに差がないよ う報告様式・再診の要否をチェックシー ト化するとよいのではないのか？	事例の積み上げ状況も考慮しながら判断します。
その他	Q38	不正受給を機構本部でデータベース化し て共有化すべきではないのか？	事例の積み上げ状況も考慮しながら判断します。
その他	Q39	仲介者が不正を促している場合もある。 仲介者をデータベース管理し、複数の事 例で同一の仲介者がいる場合は、違法な 手数料を受けていないか調査も別途必要 ではないのか？	実地調査にてよく聴取してください。事例の積み上げ状況も考慮し ながら判断します。

業務委託契約書

日本年金機構 理事長代理人 ○○ブロック本部長 ○○ ○○を甲とし、○○○○病院の病院長 ○○ ○○ を乙として、国民年金法第107条2項・厚生年金保険法第97条1項・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条2項に基づく年金給付受給権者等の障害状態の再診断(以下「再診」という。)について、乙に業務を委託することとし、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、この契約の定めるところにより、日本年金機構の指定する年金受給権者等(以下「要再診者」という。)の再診を引き受けるものとする。なお、甲が要再診者について、乙に再診を依頼するときはその都度、甲は乙に依頼書を送付するものとする。

(業務内容)

第2条 乙は、その管理する○○病院で診療に従事している医師または歯科医師に要再診者の再診を行わせるものとする。

(費用の請求)

第3条 乙は、要再診者の再診に要した一切の費用を甲に請求するものとし、要再診者から再診に要した費用の全部または一部を徴収することはできないものとする。

(費用の算定)

第4条 この契約に基づいて乙が行った再診について、乙が甲に請求すべき費用の額は、「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」の別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表により算定するものとする。

2 要再診者にかかる診断書を作成した場合の診断書料は、○○病院の諸規定等により定められた金額を算定するものとする。

3 前各項によって算定した額には、消費税法の規定によって算定した消費税相当額を含めることができるものとする。

ただし、消費税額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(費用の支払)

第5条 乙は、再診に要した費用を請求しようとするときは、請求書に「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働

大臣が定める様式(平成20年厚生労働省告示第126号)の様式第二あるいは第三に準ずる診療報酬明細書を添えて、甲に提出するものとする。

- 2 甲は、乙の適法な請求書を受領したときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。
- 3 甲の責に帰す理由により前条の約定期限内に甲が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで年3.1パーセントの割合(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した遅延利息(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延利息を支払う日数から減ずるものとする。

(契約期間)

第6条 この契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年3月31日までとする。

(委託業務の履行)

第7条 本契約の履行にあたり乙は、関係諸法令を遵守し、委託業務の趣旨に従い再診を行わなければならない。

(秘密の保持等)

第8条 乙は、本契約において知り得た秘密について、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

- 2 前項の規定は、本契約終了後も有効とする。

(情報の適正な取扱い)

第9条 乙は、第1条による委託業務の実施に関し入手した情報について、滅失、毀損、漏洩及び目的外利用等を行ってはならない。この契約に基づいて行った再診に関する書類を、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 2 乙は、第1条による委託業務の実施に関し入手した情報の全部又は一部について、当該業務外の目的により複写複製等を行ってはならない。ただし、甲が必要と認めた場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第10条 甲は自己の都合によって契約の解除を行う場合は、30日前までに文書による予告を行うことにより本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰す理由により、契約期間中に本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙において本契約の遂行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。

(3) 乙からこの契約の解除の請求があり、その理由が正当なとき。

(4) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

3 乙は、自己の都合によって契約の解除を行う場合は、30日前までに文書による予告を行うものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第11条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 日本年金機構 理事長代理人
〇〇ブロック本部長 〇〇 〇〇 印

乙 〇〇病院
病院長 〇〇 〇〇 印

【作成】日本年金機構

医療機関向け説明用

年金受給権者にかかる再診断事務の概要

再診断(以下「再診」という。)の事務とは、年金受給権者に対し、指定する医療機関の医師の診断をうけるべきことを命じるものです。

再診の事務は、厚生労働大臣から権限の委任を受け日本年金機構が行います。

1 再診の対象

再診は、概ね以下の状況であるものが対象となります。

- (1) 提出された障害年金診断書(以下「診断書」という。)に所要事項がすべて記載されているが、記載事項のみでは障害の程度及び障害の状態を的確に認定することが困難であるもの
- (2) 医師に不実の申立てをして障害認定診断書に不実の記載をなさしめたもの
- (3) その他実地調査の結果、再診が必要と認められるもの

なお、本人への書類の不備等による返戻再提出または添付書類の追加、あるいは診断書作成医への診断書等の不備事項の追記、診断書記載内容変更理由の確認等で解決できるものは対象外です。

2 再診にかかる事務

再診は日本年金機構が予め契約締結した再診を委託する医療機関(以下「再診医療機関」という。)に内容を指定して、再診を要する者(以下「要再診者」という。)の検査及び診断書の作成依頼を行います。関連する事務は以下のとおりです。

(1) 日本年金機構における事務

- ① 再診を実施する場合は、あらかじめ再診医療機関と要再診者に対し再診内容、再診日時の調整を行います。
- ② 再診医療機関に対しては、「年金給付にかかる再診断依頼(別添参照)」と返信用封筒を送付します。
- ③ 要再診者に対しては、「障害状態の再診断について(通知書)(別添参照)」と所定の診断書を送付します。

(2) 再診医療機関における事務

- ① 再診医療機関が作成した診断書等の再診断の結果ならびに再診料請求書、診療報酬明細書は、年金事務所あてに送付します。
- ② 再診料の請求にあたっては、再診料請求書に「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(平成20年厚生労働省告示第126号)」の様式第二あるいは第三に準ずる診療報酬明細書を添えて請求します。(再診料請求書・診療報酬明細書は各医療機関の任意の様式によります。)

3 再診料の算定

- (1) 再診料は、「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」の別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表により算定します。
- (2) 診断書を作成した場合の診断書料は、各医療機関の諸規定等により定められた金額により算定します。
- (3) 前記(1)から(2)に消費税が課せられるときは、当該消費税相当額を加えた額を算定します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(管理者 あて)
〇〇〇病院
病院長 〇〇 〇〇 殿

日本年金機構〇〇ブロック本部長 

再診断の業務委託契約の再締結について

日頃より社会保険事業の運営にあたりましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の再診断につきましては、昨年度までご協力をいただいているところですが、平成〇〇年度におきましても引き続き契約を締結いたしたく、別紙契約書を送付させていただきましたので、ご承諾いただきますとともに契約書に記名押印のうえ、1通を下記の住所までご返送いただきますようお願いいたします。

ご返送いただきました契約書については、当方にて押印のうえ後日送付いたします。

【契約書の返送・問い合わせ先】
〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
日本年金機構〇〇ブロック本部〇〇グループ
担当〇〇〇〇
電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

相手先コード									

※日本年金機構記入欄

振 込 口 座 登 録 票

日 本 年 金 機 構 御 中

平成 年 月 日

貴機構より当方へ支払われる代金は、下記振込指定口座へお振込下さい。
 尚、貴機構が当方へ振込みをした日をもって、代金を受領したものと認め、領収書の発行は省略します。
 また、記載事項に変更がある場合は、遅滞なく改めて振込口座登録票を提出いたします。

新規登録	
変更登録	

契 約 者

※	〒	—
住 所		
社 名		
代表者		
電話番号		
FAX番号		

※法人の場合は、住所、社名、代表者名をご記入下さい。
 ※個人の場合は、住所及び氏名をご記入下さい。

記

振込指定口座	銀行 信金 信組 ※1										預金種別	口座名義 ※2										
											1 普通	フリガナ										
											2 当座											
	本店・支店										口座番号											

本 社	住 所	〒										
	電話番号											

問合せ先	部署		氏名		電話番号
------	----	--	----	--	------

※1 日本年金機構からゆうちょ銀行口座への振込は、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です。
 (従来の口座番号(記号・番号)のままでは振り込むことができません。)
 詳細はゆうちょ銀行にお問い合わせください。

※2 振込指定口座の口座名義は「契約者」欄と同一の名義をご記入下さい。

ご記入頂きました内容は、契約及びそれに伴う代金の支払い業務の目的以外には使用しません。

以上

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(管理者 あて)

〇〇〇病院

〇〇 〇〇 殿

日本年金機構〇〇年金事務所長

印

年金給付にかかる再診断依頼

年金給付に係る障害の状態を審査するため、業務委託契約に基づき、要再診者 〇〇〇〇 様の再診断を下記により依頼いたします。

なお、再診断の結果は、要再診者の持参した診断書に所定事項を記入していただき、再診断料請求書ならびに診療報酬明細書とともに同封の返信用封筒を使用して直接当所宛てお送り下さい。

記

1 要再診者の氏名及び住所

氏名： 〇〇 〇〇 住所： 〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇

2 受診日時

平成〇〇年〇月〇日 〇〇時から〇〇時まで

3 診断書において特に明らかにされたい事項

要再診者は〇〇〇〇の障害により、〇〇〇〇年金を受給しております。平成〇〇年〇〇月〇〇日に提出された診断書によれば〇〇〇〇の障害状態にあるとされています。

ところが、要再診者は当方で調査したところ、〇〇〇〇の状態にあり、先に提出された診断書との整合性が確認できなかったため再診断をお願いするものです。

つきましては、特に次の点について診断書に記入願います。

① * * * * *

② * * * * *

【再診断の結果ならびに再診断料請求書等の送付先】

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇
日本年金機構〇〇年金事務所
担当〇〇〇〇
電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇 様

日本年金機構〇〇年金事務所長

印

障害状態の再診断について(通知書)

〇〇〇〇年金の受給にあたって、あなた様から提出された診断書では、〇〇〇〇年金を支給する障害の程度であるかどうかの審査ができないため、国民年金法第107条2項(厚生年金保険法第97条1項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条2項)に基づき再診断(再診断の費用は無料です。)を行い、その結果によって決定することといたします。

つきましては、下記に指定する日時・医療機関に受診してください。この再診断による検査結果、診断書等の受診結果については、国民年金法107条第1項(厚生年金保険法第96条第1項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条第1項)により当方に提出していただく必要がありますので、医療機関から直接当所に送付することとしておりますことを申し添えます。

※上記で、不要の条文は削除して使用してください。

記

(再診断の内容)

日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時
場所 (医療機関名・診療科名)	〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〇〇病院〇〇科
検査内容	〇〇〇〇の検査
持ち物	この通知書と同封の診断書

【本件に関する問い合わせ先】
〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
日本年金機構〇〇年金事務所
担当 〇〇・〇〇
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

交通費請求書兼交通経路申出書

日本年金機構 御中

平成 年 月 日

私は、障害状態の再診断に伴い発生した交通費について、以下の金融機関口座への振り込みを依頼します。

〒	-	
住所		
氏名	印	
電話番号	-	-

振込指定口座	銀行 信金 信組 ※				預金種別		口座名義													
					1 普通	フリガナ														
	本店・支店				口座番号	漢字氏名														

※ ゆうちょ銀行口座への振込は、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です。
(従来の口座番号(例:記号番号11940-12345671)のままでは振り込むことができません。)
詳細はゆうちょ銀行にお問い合わせください。

＜交通経路＞
出発地住所(居住地もしくは勤務地)から受診した医療機関までの交通経路(片道)をご記入ください。

出発地住所(※)
※上記に記載した住所と出発地が異なる場合に記載してください。

鉄道①

年月日	出発地(駅)	経由(駅)	到着地(駅)	運賃
平成 年 月 日				円

鉄道②

年月日	出発地(駅)	経由(駅)	到着地(駅)	運賃
平成 年 月 日				円

バス

年月日	出発地(停留所)	到着地(停留所)	車賃
平成 年 月 日			円

※ 鉄道について、路線・鉄道業者を跨いで乗り継いだ場合でもひとつに纏めて記載して頂いて問題ありません。
その場合は、主な経由駅を「経由(駅)」に記載いただくとともに、領収証書の写しの合計金額を「運賃」欄に記載してください。
※ 申請いただいた交通経路に基づいて受診した医療機関までの往路の交通費を計算し、原則復路の交通費も同額を支給します。

上記の他にも交通費精算の留意事項がありますので裏面もご覧ください。

交通費請求書兼交通経路申出書(記入例)

日本年金機構 御中

平成24年〇〇月〇〇日

私は、障害状態の再診断に伴い発生した交通費について、以下の金融機関口座への振り込みを依頼します。

〒 1 8 1 - 0 0 1 3

住 所 東京都杉並区高井戸西3-5-24

氏 名 年 金 太 郎 印

電話番号 0 3 - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

この網掛け部分にご記入ください

ゆうちょ銀行の例

振込指定口座	ゆうちょ	銀行	信金	信組	※	預金種別	口座名義														
		9	9	0	0	1 普通 2 当座	フリガナ漢字氏名	ネ	ン	キ	ン	タ	ロ	ウ							
	0 0 8	0	0	8	1	2	口座番号														
	0 0 8	0	0	8	1	2	3	4	5	6	7	年 金 太 郎									

※ ゆうちょう銀行口座への振込は、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です。
(従来の口座番号(例:記号番号11940-12345671)のままでは振り込むことができません。)
詳細はゆうちょう銀行にお問い合わせください。

＜交通経路＞

出発地住所(居住地もしくは勤務地)から受診した医療機関までの交通経路(片道)をご記入ください。

出発地住所(※)

※上記に記載した住所と出発地が異なる場合に記載してください。

年月日	出発地(駅)	経由(駅)	到着地(駅)	運賃
平成 24 年 3 月 3 日	高井戸	明大前	新宿	150円

鉄道②					
年月日	＜記載例＞				
平成 年 月	東京都の「高井戸」駅が最寄り駅の方が、「新宿」駅まで鉄道を利用する場合の記載例です。				円

バス			
年月日	出発地(停留所)	到着地(停留所)	車賃
平成 年 月 日			円

※ 鉄道について、路線・鉄道業者を跨いで乗り継いだ場合でもひとつに纏めて記載して頂いて問題ありません。
その場合は、主な経由駅を「経由(駅)」に記載いただくとともに、領収証書の写しの合計金額を 「運賃」欄に記載してください。

※ 申請いただいた交通経路に基づいて受診した医療機関までの往路の交通費を計算し、原則復路の交通費も同額を支給します。

上記の他にも交通費精算の留意事項がありますので裏面もご覧ください。

交通費精算の留意事項

1. 交通費精算について

ご提出いただく「交通費請求書兼交通経路申出書」に基づき、受診当日の居住地もしくは勤務地から受診した医療機関までの往路の交通費を計算し、原則復路の交通費も同額支給します。

交通費の計算にあたっては、日本年金機構旅費規程に準じ、経路及び交通手段の合理性・経済性を勘案し、必要と認められる額について後日精算（振込）いたします。そのため、必ずしも実際に購入した切符代金の金額どおりに支給されるとは限りませんのでご了承ください。

また、事務手続き上、振込まで1～2ヶ月かかる場合もありますのでご了承下さい。

医療機関までは、基本的に、公共交通手段（鉄道・バス）を利用するようにお願いします。なお、鉄道は普通列車、バスは路線バスをご利用ください。

2. 交通費精算に必要な書類

必要な書類が不足していると交通費を支給できない場合がありますので、ご注意ください。

(1) 鉄道（普通列車）

領収証書または切符の写しなど金額・日時・利用区間の記載があるもの、もしくは金額・利用区間のわかる時刻表等の写やインターネット等で確認できるものをプリントアウトしたもの

(2) バス（路線バス）

領収証書等の金額・日時・利用区間の記載があるもの、もしくは、金額・利用区間のわかるインターネット等で確認できるものをプリントアウトしたもの

3. 交通費共通事項

(1) 交通費請求書兼交通経路申出書はボールペンで記載願います。

(2) 領収証書の宛名は「日本年金機構」でお願いします。

領収書等貼付台紙

障害状態の再診断に伴ない発生した交通費の領収書をこの台紙に貼り付けて提出してください。

平成 年 月 日 氏 名

相手先コード							

※日本年金機構記入欄

振込口座登録票

平成 年 月 日

日本年金機構 御中

貴機構より当方へ支払われる代金は、下記振込指定口座へお振込下さい。
 尚、貴機構が当方へ振込みをした日をもって、代金を受領したものと認め、領収書の発行は省略します。
 また、記載事項に変更がある場合は、遅滞なく改めて振込口座登録票を提出いたします。

新規登録	○
変更登録	

何れかに○を記入

契約者

※	〒 100 - ****
住 所	東京都〇〇区〇〇〇〇X-X-XX
社 名	
代表者	年金 次郎 ⑧
電話番号	0 3 - 1 2 3 4 - * * * *
FAX番号	0 3 - 1 2 3 4 - * * * *

※法人の場合は、住所、社名、代表者名をご記入下さい。

※個人の場合は、住所及び氏名をご記入下さい。

記

振込指定口座	銀行コードを記入。	銀行 借入金 債組 ※1	預金種別	口座名義 ※2			
		0 0 * *	①普通 2 当座	フリガナ	ネンキン	シ	ロウ
	〇〇〇	本店 支店	口座番号	年金 次郎	濁点、半濁点、スペース等も1文字として正確に記入。		
本社	支店コードを記入。						
	電話番号						
問合せ先	部署	氏名	電話番号				

※1 日本年金機構からゆうちょ銀行口座への振込は、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です。
 (従来の口座番号(記号・番号)のままでは振り込むことができません。)
 詳細はゆうちょ銀行にお問い合わせください。

※2 振込指定口座の口座名義は「契約者」欄と同一の名義をご記入下さい。

ご記入頂きました内容は、契約及びそれに伴う代金の支払い業務の目的以外には使用しません。

以上

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本年金機構〇〇ブロック本部
管理部 御中

日本年金機構〇〇年金事務所

再診断料請求書等の送付について

再診断（以下「再診」という。）を実施したため、再診医療機関から別添の再診断料請求書・診療報酬明細書、要再診者から交通費振込依頼書兼交通経路申出書、領収書貼付台紙が届きましたので支払をお願いいたします。

なお、再診を行った状況は以下の通りです。

【要再診者 氏名】 〇〇 〇〇
【再診を実施した日時・場所】 平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇病院〇〇科

【再診の根拠法】

国年法または厚年法 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律

（どちらかを○で囲んでください。）

【再診医療機関からの請求額（再診料）】 円

【要再診者の往復の交通費】 円

【問い合わせ先】
〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
日本年金機構〇〇年金事務所
担当〇〇〇〇
電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本年金機構本部
年金給付部 御中

日本年金機構〇〇ブロック本部
管理部

再診断にかかる予算配賦依頼

再診断（以下「再診」という。）を実施したため、年金給付部給付企画グループから予算配賦をお願いいたします。

なお、再診を行った状況は以下の通りです。

【要再診者 氏名】

〇〇 〇〇

【再診を実施した日時・場所】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

〇〇病院〇〇科

【再診の根拠法】

国年法または厚年法

特定障害者に対する特別障害給付
金の支給に関する法律

（どちらかを○で囲んでください。）

【再診医療機関からの請求額（再診料）】

円

【要再診者の往復の交通費】

円

【問い合わせ先】

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

日本年金機構〇〇ブロック本部

経理グループ

担当〇〇〇〇

電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇



参 考

年管管発 0427 第 1 号
平成 24 年 4 月 27 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

再診断の事務の取扱いにかかる国民年金関係通知の廃止について

障害認定にかかる再診断の事務の取扱いについては、昭和 50 年 7 月 1 日庁保険発第 14 号「障害年金及び障害福祉年金の障害認定にかかる再診断の事務の取扱いについて」により実施していたところであるが、今般、貴機構において定めた再診断事務の取扱い要領に基づき実施することを了解したことから平成 24 年 5 月 31 日をもって本通知を廃止する。